

令和元年 監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した令和元年度定期監査（総務部）の結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和元年12月6日

大野城市監査委員 堀 政 寛

大野城市監査委員 岡 部 和 子

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

記

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

総務部（総務課、財政課、管財課、市税課、収納課）

(2) 監査の範囲

令和元年度（令和元年9月末現在）における事務の執行及び事業の管理

(3) 監査の期間

令和元年10月10日（木）～令和元年11月29日（金）

11月5日（火） 定期監査に関する協議

11月6日（水） 総務課、財政課

11月7日（木） 管財課、市税課

11月8日（金） 収納課、備品検査

11月29日（金） 講評

(4) 監査の方法

今回の監査にあたっては、あらかじめ対象課に予算執行状況等の資料の提出を求め、計数の照合確認を行い、各課が担当する事務事業が当初の目的に沿って、適時・適正に運営されているかどうかの監査を行うとともに、備品検査も併せて実施した。

[提出資料]

- (1) 事務分掌表
- (2) 主要な事務事業
- (3) 歳入予算執行状況調べ
- (4) 歳出予算執行状況調べ
- (5) 食糧費に関する調べ
- (6) 予備費支出及び流用額明細書
- (7) 公有財産調べ
- (8) 公有財産購入一覧表
- (9) 備品購入一覧表
- (10) 負担金・補助金・交付金に関する調べ
- (11) 工事台帳調べ
- (12) 委託料調べ
- (13) 使用料及び賃貸借契約調べ
- (14) 有償借地契約調書
- (15) 債務負担行為に関する調べ
- (16) 旅行命令簿及び復命書調べ
- (17) 備品台帳

2. 監査の結果

監査対象課における事務の執行及び事業の管理は、概ね適正に執行されていると認められた。

3. 報告事項

今回の監査では令和元年9月30日現在における予算の執行状況、事業の成果及び実績について、共通調査事項と個別調査事項に分けて実施した。

[共通調査事項]

- (1) 令和元年度各課が分掌する事務の概要について
- (2) 令和元年度主な事務事業の進捗状況について
- (3) 令和元年度歳入・歳出予算の執行状況について
- (4) 備品管理状況（備品検査）について

以上の事項の調査の結果、各課の令和元年度主要施策事業の進捗状況は、概ね堅実であり、効率的な運営がなされていると認められた。また、財務事務の処理においても概ね適正であると認められた。備品の管理は、事務処理及び管理状態とともに概ね適正であると認められた。

[個別調査事項]

各課の個別調査事項及び結果については、次のとおりである。

【総務課】

〈歳入について〉

- (1) 没収供託金

〈歳出について〉

- (1) 法令遵守等推進審査会委員報酬（第1回）、法令遵守等推進審査会委員費用弁償（第1回）
- (2) 統一地方選挙用公営ポスター掲示板購入（市議会議員選挙分）

〈委託料調べについて〉

- (1) 職員援助プログラム業務（4～6月分）
- (2) 議事録・会議録作成委託料（R 1. 7. 5 支払分）

〈旅行命令簿及び復命書調べについて〉

- (1) 人事管理研修会

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

ただし、次の事項については留意をお願いする。

法令遵守等推進審査会の役割や機能について、事案の報告のみでなく、その予防的な側面も含めた仕組み作りや、発生した事象が不当要求に至るかどうかの判断を明確にするための基準の作成の検討が必要と思われる。

【財政課】

〈歳入について〉

- (1) 指定寄附金

〈歳出について〉

- (1) 臨時職員賃金（令和元年6月分）1名分
- (2) 平成30年度決算書・決算に関する説明書印刷製本費
- (3) 統合型財務会計システム保守料（第1四半期分）

〈旅行命令簿及び復命書調べについて〉

- (1) 平成31年度資金調達入門研修

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

ただし、次の事項については留意をお願いする。

寄附者に対する事業の実績報告については、実施要綱に沿った内容で行う必要がある。

【管財課】

〈歳入について〉

- (1) 市営住宅使用料滞納繰越分
- (2) 広告付き案内板広告掲載料

〈歳出について〉

- (1) 市庁舎太陽光発電設備修繕業務

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) 安全運転管理者講習会受講料

〈工事に関する調べについて〉

- (1) すこやか交流プラザ改修建築工事(残額払)
- (2) 平野台2丁目地内法面災害復旧工事

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

ただし、次の事項については留意をお願いする。

大野城市公印管守規則に該当しない委員長印等について、使用簿の作成等、管理方法の改善が必要と思われる。

併せて、各課が所管する委員長印等の管理状況について、総務課による全庁的な調査の実施や、管理や取扱いに関する基準の策定を行う等の検討が必要と思われる。

【市税課】

〈歳入について〉

- (1) 県民税賦課徴収事務委託金

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) 資産評価システム研究センター正会員会費負担金
- (2) 地方税共同機構負担金

〈委託料調べについて〉

- (1) 軽自動車税納税通知書封入封緘業務

〈使用料及び賃貸借契約調べについて〉

- (1) eLTAX サービス提携業務（4月～7月分）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

ただし、次の事項については留意をお願いする。

契約書に定めのない事案が発生し、協議により対応等を決定した場合は、協議録等の文書を整えておく必要がある。

【収納課】

〈歳出について〉

- (1) 市県民税特別徴収督促状ハガキ
- (2) 大野城市職員公金等運送保険料

〈備品購入調べについて〉

- (1) eLTAX 専用パソコン購入

〈使用料及び賃貸借契約調べについて〉

- (1) 有料駐車場使用料（期間 令和元年8月5日～令和元年10月6日）

〈旅行命令簿及び復命書調べについて〉

- (1) 県外普通旅費（九州出張徴収：長崎・佐賀）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

各課の個別調査事項についての講評は、以上のとおりであり、今回の講評に関して、後日、措置状況の報告を求める特段の重要な事項はない。

なお、監査中に行った事務上の注意や改善を求めた事項については、速やかな対応をお願いする。

4. 結び

定期監査を行うに当たっては、地方自治法第2条第14項に定められている「住民の福祉の増進に努める」こと、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが実践されているかという視点で、各事業の根拠、事務処理の進め方、予算の執行・管理、また、事業の実績や効果等について意を用いて実施した。

総務部は、計画的かつ戦略的な財政運営、公有財産の適正かつ効果的な活用及び維持管理、大野城市のまちづくりを担う職員の職員力向上や政策立案能力の向上に向けた取り組みなど、効果的、効率的な行財政運営を進めるため、様々な事務事業に取り組まれていた。

また、市の主要財源である市税等の収入を確保するため、適正かつ公平な課税や、

税負担の公平性を図るための滞納対策の実施などにも尽力されていた。今回の定期監査では、いずれの課もそれぞれの業務に真摯に取り組まれ、その事務の執行は、概ね適正かつ効率的に行われていると認められた。これは、日頃から職員一人一人がその責務を十分に自覚し、熱意をもって職務の遂行に取り組まれた結果であると思われる。

今後も、職員一人一人が問題意識を持ちながら、新たな発想と創意工夫により効果的な施策を推進し、第6次総合計画に掲げられた都市（まち）の将来像である「未来をひらくにぎわいとやすらぎのコミュニティ都市」の実現に努めていただくことを期待し、講評のむすびとする。